

第9回 児童虐待対応における司法関与及び 特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会	資料4
平成28年12月26日	

## ヒアリング対象者提出資料

大分県中央児童相談所 参事

河野 洋子氏 提出資料…………… 1

日本財団ソーシャルイノベーション本部

福祉特別事業チームリーダー

高橋 恵里子氏 提出資料…………… 4

## 大分県における特別養子縁組の取り組みについて

H28. 12. 26

大分県中央児童相談所 参事 河野洋子

### ○大分県の現状

- ・人口 1,164,703人 児童人口 180,806人 (平成27年10月1日現在)
- ・児童相談所は2カ所 (中央・中津)
- ・社会的養護の資源 (平成28年12月1日現員)
  - 児童養護施設 9カ所 (定員385人 現員327人 入所率84.9%)
  - 乳児院 1カ所 (定員20人 現員18人 入所率90.0%)
  - 養育里親 137家庭 (措置児童97人)
  - 養子縁組里親 23家庭 (措置児童3人)
  - 親族里親 2家庭 (措置児童3人)
  - ファミリーホーム 10ホーム (措置児童51人)
- ・里親等委託率 30.9% (平成28年12月1日現在)

※平成14年度以降、子どもの最善の利益確保の観点から里親委託を積極的に推進  
特徴は、①行政主導 ②施設との連携 ③市町村との連携

### ○里親支援体制

- ・平成27年度～ 児童福祉司(専任2名)・非常勤職員(専任4名)
- ※里親支援体制を県全体で一本化

### ○特別養子縁組の実績

- すべて大分県内委託
  - ・平成14年度～平成27年度 45人 (年平均3.2人)
  - ・平成22年度～平成27年度 33人 (年平均5.5人)
- ※その他、ISSJ(国際社会事業団)と連携した児童(2名)

### ○特別養子縁組関係の取り組み

- ・取り組み全般
  - 出産前からの相談対応、新生児委託、一時的な養育里親(赤ちゃん短期里親)委託の実施
- ・里親開拓
  - 平成16年度～ 里親募集説明会(市町村単位で実施)
  - 平成28年度～ 不妊治療医療機関への出前講座
- ・研修
  - 平成22年度～ 養子縁組里親も認定前研修(集合2回、実習2日)の受講
  - 平成24年度～ 里親テーマ別研修(真実告知、LSW)の毎年実施
- ・養親等の支援
  - 特別養子縁組申立時までの支援(定期訪問、申立時期・書類作成の助言等)
  - 真実告知に向けたの支援等
- ・医療・母子保健関係機関との連携
  - 平成24年度～ 大分県妊娠ヘルプセンター、市町村保健師
  - 平成25年度～ 大分県産婦人科医会、あんしん母と子の産婦人科連絡協議会
- ・民間あっせん事業者からのあっせん児童
  - 児童福祉法第30条に基づく「同居児童の届出」を受け、養親が希望すれば試験養育期間中の定期訪問等について児相斡旋児童と同様のフォローを実施(1～2人/年)
- ・出自を知る権利の保障
  - 児童相談所の養子縁組・特別養子縁組ケース記録の永年保存(平成23年3月時点で保存されていた記録～)

## ○課 題

- ・子どもの年齢
- ・実親の同意
- ・子どもの出自を知る権利
- ・縁組成立後の支援
- ・民間あっせん事業者によるあっせん

## ○その他

- ・里親の不足(深刻)
- ・最初から養子縁組前提の場合、幼児のあっせん(委託)が進まない
- ・児童相談所の里親ソーシャルワーク

# 里親等委託児童数の推移(H14-H27)大分県



## 児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会でのヒアリング

2016年12月26日

日本財団

### 1. 日本財団の家庭養護（里親・特別養子縁組）についての取り組み

- 全国里親会を1971年の立ち上げから継続して支援。
- 2009年～11年 里親家庭・ファミリーホームのリフォーム等 469件支援
- 2013年から特別養子縁組の推進に取り組み始める
- 2013年10月～2014年3月 「社会的養護と特別養子縁組研究会」を実施
- 2014年からにて下記事業を実施（詳細は「ハッピーゆりかごプロジェクト」ホームページ）
  - ・養子縁組当事者からの電話（週1回）・メール相談（2016年まで）
  - ・民間養子縁組団体への資金協力および勉強会
  - ・妊娠相談の研修の実施、ガイドブック作成
  - ・特別養子縁組についての児童相談所、里親関係者向け研修
  - ・特別養子縁組の普及・啓発活動（4月4日は「養子の日」など）、調査研究、政策提言など

### 2. 目指す方針

- 子どもたちが安全で、安心で、愛情と責任を持つ家庭で健やかに育つ社会を目指す。家庭は子どもが18歳になったあともセーフティネットとして機能する。
- 永続的（恒久的）Permanentな家庭（実家庭、または養子縁組家庭）であることが望ましい。社会的養護（里親、施設）はあくまでも「代替的」なものであり、その期間はできるだけ短くするべきである（ただし長期里親養育は恒久的なケアの一環としてとらえられることもある）。

・永続的な家庭がなぜ望ましいのか

参考) 養子縁組に関するアンケート調査結果 2016年12月（実施主体：日本財団）

一般家庭と比較しても養子縁組家庭の経済状況は良好であり、子どもと食事を

取る回数や絵本の読みきかせの回数も多い。社会的養護の子どもと比較すると、子どもの通学状況や学業の状況はよい。養子本人が自分に満足している割合や自分に長所があると感じる割合は一般家庭と比較してもやや高い。

●今年の児童福祉法の改正と養子縁組あっせん法の成立により、養子縁組が児童相談所の取り組むべき業務として位置づけられるとともに、民間団体が許可制となった。法律面では大きな進歩を感じている。

●子どもの最善の利益に基づき、子どもが安全な愛情に満ちた家庭で暮らす権利をどのように保証することができるか。⇒子どもの権利と親の権利が相反したとき、そのバランスを決めるために司法の関与が必要なのではないか

### 3. 現在の課題

(1) 特別養子縁組が原則 6 歳までとなっており、その利益を受けられない子どもがいる。

参考) 厚生労働省調査 選択肢として特別養子縁組を検討すべきだが年齢が障害となった件数 46 件

<改善案> 民法の改正

(2) 永続的な家庭の優先が法律上、明確になっていない。

参考) 国連子どもの代替養育に関するガイドライン

第 2 条「児童が家族の養護を受け続けられるようにするための活動、又は児童を家族の養護のもとに戻すための活動を支援し、それに失敗した場合は、養子縁組やイスラム法におけるカフアーラなどの適切な永続的解決策を探ること。」

<改善案> 児童福祉法に永続的な家庭の優先を明記する。

(3) 実家庭への復帰が見込めないにもかかわらず、施設で長期間生活している子どもに永続的な家庭で育つ機会が提供できていない。

#### ① 児童相談所が養子縁組を検討しないケース

棄児、父母がともにしれない、父母が行方不明、親が無関心、面会がない等、一定の条件の子どもについては、行政機関が養子縁組を検討する義務付けが必要。

<改善案> 養子縁組を検討しなければいけない条件を定義する。半年ごとの

パーマネンシープランを義務付ける。

- ② 児童相談所が養子縁組を検討しても実親が同意しない、同意が不明ケース(参考) 厚労省の調査で、特別養子縁組を選択肢として検討すべきなのに行えていない事例は 298 件 (うち同意が問題なケースが 205 件)

- ・民法の 817 条の 6 の但し書きの解釈が厳しい
- ・日本では実親との親子関係終了と養子縁組成立が一つの裁判であることの問題

A. 児童相談所が特別養子を認められるか自信を持たず委託につながらない

B. 養親が、個人情報を知られることなどを不安に思う。

C. 養親の申し立て時に、実親の同意が不明、一方の同意が確認できないなどで断念することがある (厚労省調査 10 件)

<改善案> 審判手続きを二つに分ける。

例) 特別養子縁組候補児の適格性を判断する手続と養子縁組成立を二つに分ける。(新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告(提言)、2016 年 7 月 3 日「特別養子縁組に関するシンポジウム」配布資料より)

児童相談所長や親族による特別養子縁組候補児の適格性の申し立てを可能とする。この手続きにより、実父母の同意は必要なくなる。

- (4) 実親が特別養子縁組の審判の確定まで養子縁組への同意を撤回できるため、すでに養親と子に愛着関係ができている場合に子に不利益をなすケースがありうる。

<改善案> 児童相談所および民間団体が養子縁組あっせんにあたって得る実父母の養子縁組への同意を法律上有効なものとする(第三者による同意の確認、公正証書の作成など)。その代わりに、同意撤回の期限(出産後 8 週間など)を設ける。

- (5) 子の出自を知る権利が保証されていない。

<改善案> 児童福祉法に子の出自を知る権利を明記すると共に、養子縁組に関する記録の保存期間を永久(または 100 年以上)とする。韓国の中央養子縁組院のように記録を一元化して管理する組織の設立が望ましい。

- (6) 育児介護休業法による育児休業期間が子の年齢が 1 歳までしか認めら

れない。

＜改善案＞養子縁組を前提とする子どもを養育するケースについては、子の年齢にかかわらず養育を開始してから〈特別養子縁組を前提とする監護期間を含む〉1年とする。

その他

●実親が施設措置なら同意するが、里親委託に同意しないという理由で児童相談所が里親委託をおこなわない場合、子どもが家庭で育つ権利が保証できていない。

●児童相談所および民間の人材の育成が必要  
諸外国と比較し、児童相談所の専門性とスタッフの数が不足しているため、ソーシャルワークが不十分。

●民間養子縁組団体および里親機関への公的資金の投入が必要



# 養子縁組家庭に関するアンケート調査結果（概要版）

2016年12月



## 1. アンケート調査の概要

2016年6月に公布された改正児童福祉法では、子どもが実家庭で育つことができない場合、家庭と同様の養育環境（養子縁組や里親・ファミリーホーム）で育てることが原則となった。しかし、養子縁組家庭や里親家庭などの家庭養護が子どもの成長にどのような影響を及ぼすかについて、これまで十分に明らかにされてこなかった。特に、養子縁組家庭への調査は、真実告知の有無や養子縁組成立後の家庭へのアクセスの難しさから極めて僅少である。そこで、日本財団では養子縁組家庭の生活状況やニーズ等を把握することを目的として、長く活動を行っている2つの民間の養子縁組団体の協力を得てアンケート調査を実施した。親に対する調査に加えて、特別養子縁組または普通養子縁組によって迎えた子どもが10歳以上の場合は、子どもにも調査を行った。該当する子どもが2人以上いる場合は、年長の子どもを対象とした。調査の概要は、表1の通りである。

表1 アンケート調査の概要

調査対象	養子縁組で子どもを迎えた家庭
調査方式	郵送配布・留置・郵送回収における自記方式
調査時点	2016年8月1日現在
調査期間	2016年8月～9月
発送数	263世帯（公益社団法人家庭養護促進協会大阪事務所経由196世帯、特定非営利活動法人環の会経由67世帯）
回収数	170世帯（親調査票168票、子ども調査票89票）
回収率	64.6%
実施主体	日本財団（調査委託先：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

## 2. 親の意識調査結果の概要

### (1) Q1-1 回答者

「母」が 77.1%、「父」が 22.9%となっている。

### (2) Q1-3 同居家族人数

「3人」の割合が最も高く 60.0%となっている。次いで、「4人 (24.2%)」、「5人 (12.1%)」となっている。最大は7人となっている。

### (3) Q2(2) 対象の子どもの年齢

「13歳」の割合が最も高く 12.1%、次いで、「14歳 (10.9%)」、「12歳 (10.3%)」となっている。平均年齢は 9.44歳となっている。

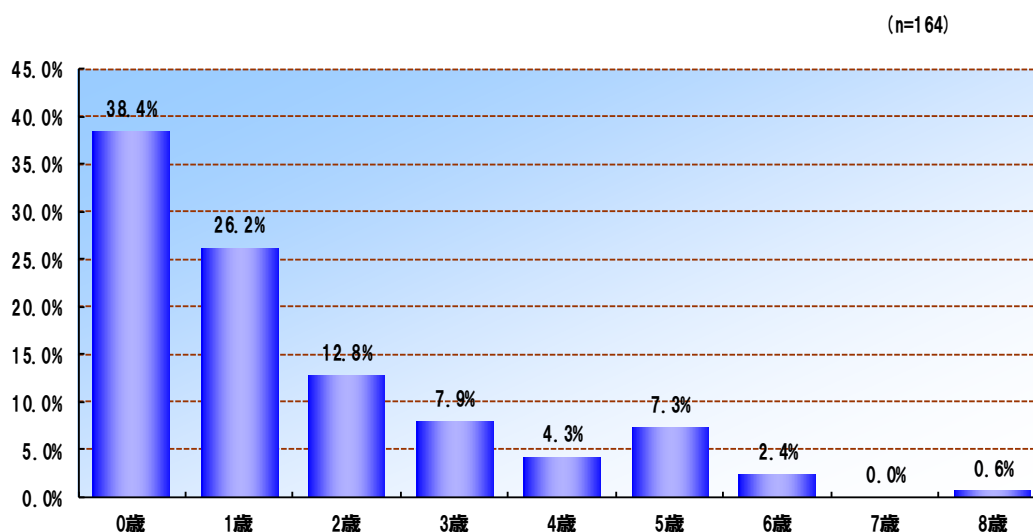
### (4) Q2(3) 子どもが以前に暮らしたところのある場所

「乳児院」の割合が 94.5%とほとんどを占める。次いで、「児童養護施設 (18.2%)」、「産みの親 (6.1%)」となっている。

### (5) Q2(4)-2 子どもの養育開始年齢

「0歳」の割合が最も高く 38.4%となっている。次いで、「1歳 (26.2%)」、「2歳 (12.8%)」となっている。平均値は、1.49歳であった。

図 1 Q2(4) 子どもの養育開始年齢



### (6) Q2(5) 子どもの養子縁組の方法

「特別養子縁組」が 98.2%、「普通養子縁組」が 1.8%となっている。

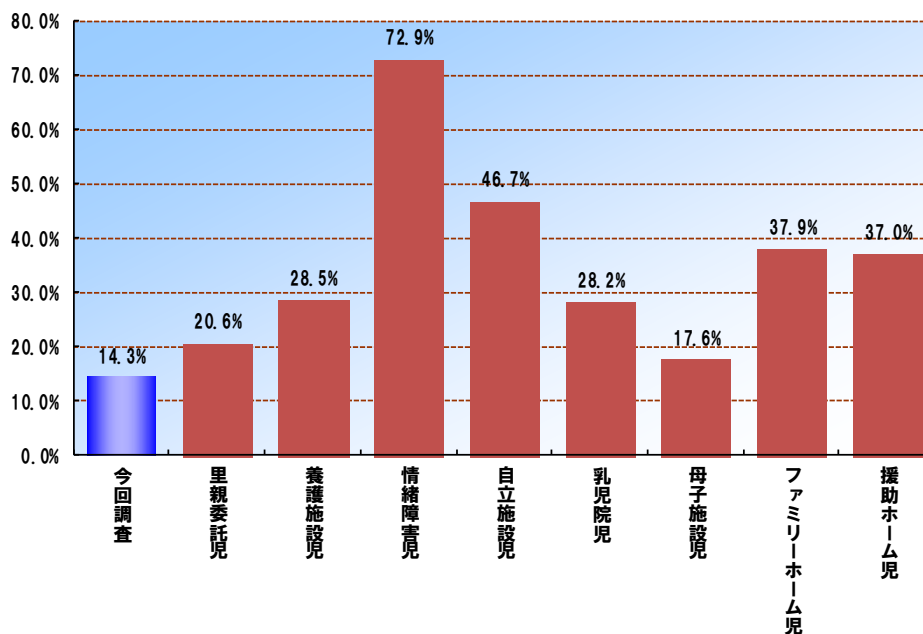
(7) Q2(6)真実告知の実施

真実告知を「している」が80.1%、「していない」が19.9%となっている。

(8) Q4 子どもの心身の状況

「心身に障害等はない」が85.7%、「心身に障害等がある（医師の診断を受けている）」が14.3%となっている。

図2 Q4 子どもの心身の状況  
【「児童養護施設入所児童等調査結果」との比較】 ※障害等ありの割合



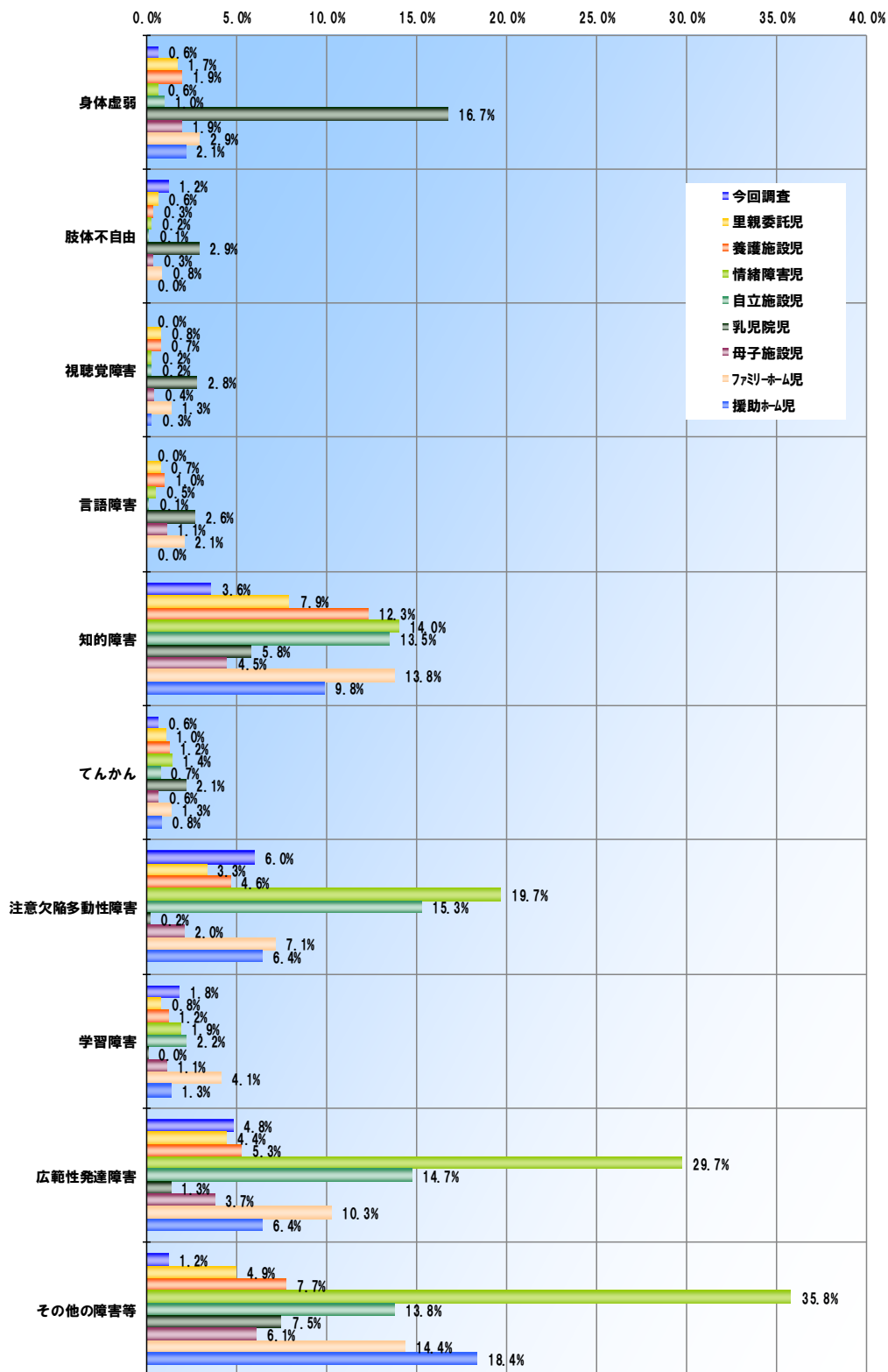
(注)

・「児童養護施設入所児童等調査結果」では、設問の選択肢に「医師の診断を受けている」との記載はない。

(9) Q4-1 心身の障害等に該当するもの

回答総数に対する心身の障害等に該当するものの割合をみると、「注意欠陥多動性障害」の割合が最も高く6.0%となっている。次いで、「広汎性発達障害（4.8%）」、「知的障害（3.6%）」となっている。

図 3 Q4-1 心身の障害等に該当するもの（障害の内容／回答総数）  
【「児童養護施設入所児童等調査結果」との比較】



**(10) Q6 養育開始当初の就業形態:父**

全員が就業しており、「正社員・正規職員」の割合が最も高く 83.6%となっている。次いで、「自営業 (12.7%)」、「個人業務請負 (1.8%)」、「その他 (1.8%)」となっている。

**(11) Q6 養育開始当初の就業形態:母**

「仕事はしていない」の割合が最も高く 70.1%となっている。次いで、「正社員・正規職員 (7.8%)」、「パート・アルバイト (7.2%)」となっている。

**(12) Q7 最終学歴:父**

「大学・大学院」の割合が最も高く 53.3%となっている。次いで、「高等学校 (26.3%)」、「専修学校・各種学校 (12.0%)」となっている。

『第3回子育て世帯全国調査』と比較すると、今回調査のほうが「大学・大学院」の割合が高い。

**(13) Q7 最終学歴:母**

「短大・高等専門学校」の割合が最も高く 29.9%となっている。次いで、「大学・大学院 (28.7%)」、「高等学校 (26.3%)」となっている。

『第3回子育て世帯全国調査』と比較すると、今回調査のほうが「短大・高等専門学校」、「大学・大学院」の割合が高い。

**(14) Q8 年間の税込世帯収入**

「600～800万円未満」の割合が最も高く 30.9%となっている。次いで、「1000万円以上 (20.4%)」、「500～600万円未満 (16.0%)」となっている。平均値は約 727万円であった。

『第3回子育て世帯全国調査』と比較すると、今回調査のほうが世帯年収が高い傾向が見てとれる。平均値は約 571万円であった。

**(15) Q10(1) 子どもとの朝食の回数**

「ほぼ毎日」の割合が最も高く 74.7%となっている。次いで、「週2、3日程度 (12.7%)」、「ほとんどない (4.8%)」となっている。

**(16) Q10(2) 子どもとの夕食の回数**

「ほぼ毎日」の割合が最も高く 79.6%となっている。次いで、「週4日以上 (9.0%)」、「週2、3日程度 (9.0%)」となっている。

『第3回子育て世帯全国調査』と比較すると、今回調査のほうが「ほぼ毎日」の割合が若干高い。

**(17) Q11 お金が足りなくて、必要とする食料を買えないこと**

「まったくなかった」が99.4%とほとんどを占める。「まれにあった」が0.6%となっている。

『第3回子育て世帯全国調査』、『生活と支え合いに関する調査』と比較すると、両調査では「あった」（「よく」＋「ときどき」＋「まれに」）の割合が2割程度あるのに対し、今回調査では0.6%となっており、食料を買えないことは「まったくなかった」割合が著しく高い。

**(18) Q13(1) 子どもに本や新聞を読むようにすすめている**

「あてはまる」の割合が最も高く47.3%となっている。次いで、「どちらかといえばあてはまる（36.4%）」、「どちらかといえばあてはまらない（12.4%）」となっている。

『全国学力・学習状況調査』と比較すると、「あてはまる（「あてはまる」＋「どちらかといえばあてはまる」）」割合が、『全国学力・学習状況調査』では6～7割程度なのに対し、今回調査では8割を越えている。

**(19) Q13(3) 子どもが小さいころ、絵本の読み聞かせをした**

「あてはまる」の割合が最も高く68.5%となっている。次いで、「どちらかといえばあてはまる（26.2%）」、「どちらかといえばあてはまらない（4.6%）」となっている。

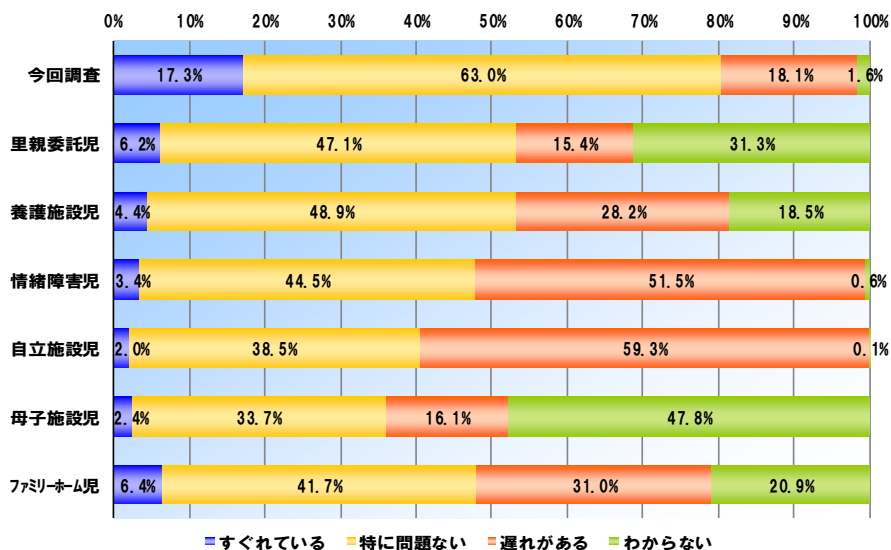
『全国学力・学習状況調査』と比較すると、「あてはまる（「あてはまる」＋「どちらかといえばあてはまる」）」の割合が、『全国学力・学習状況調査』では7割程度なのに対し、今回調査では9割を越えている。

**(20) Q19 子どもの学業の状況**

「特に問題ない」の割合が最も高く63.0%となっている。次いで、「遅れがある（18.1%）」、「すぐれている（17.3%）」となっている。

『児童養護施設入所児童等調査結果』と比較すると、「すぐれている」の割合が高い。また、「すぐれている」と「特に問題ない」を合わせると、『児童養護施設入所児童等調査結果』では4～5割程度なのに対し、今回調査では8割程度となっている。

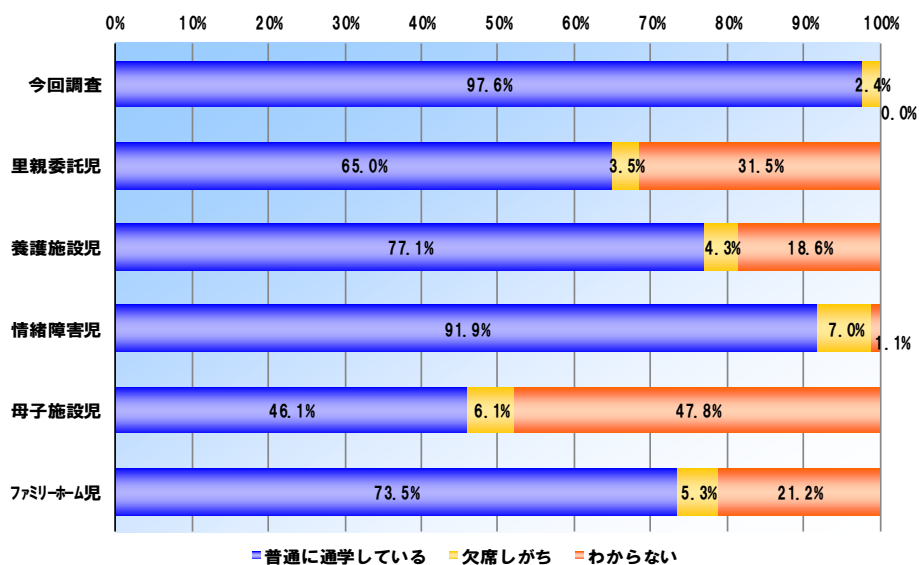
図 4 Q19 子どもの学業の状況  
 【「児童養護施設入所児童等調査結果」との比較】



(21) Q20 子どもの通学の状況

「普通に通学している」が97.6%とほとんどを占める。「欠席しがち」は2.4%となっている。『児童養護施設入所児童等調査結果』と比較すると、「普通に通学している」割合が今回調査では相対的に高い。

図 5 Q20 子どもの通学の状況  
 【「児童養護施設入所児童等調査結果」との比較】



**(22) Q21 子どもの習い事・塾代の月額平均**

「2万円未満」の割合が最も高く32.7%、次いで、「3万円以上（30.2%）」となっている。

「0円（出費がない）」は22.0%となっている。平均は2.08万円であった。

『第3回子育て世帯全国調査』と比較すると、「出費がない」の割合が低く、「3万円以上」の割合が高い。今回調査のほうが、全体的に金額が高い傾向にある。『第3回子育て世帯全国調査』の平均は1.03万円であった。

**(23) Q22 子どもに進学してほしい学校:理想**

「大学まで」の割合が最も高く69.5%となっている。次いで、「専門学校まで（6.6%）」

「高等専門学校・短期大学まで（6.6%）」となっている。

『親と子の生活意識に関する調査』と比較すると、今回調査のほうが「大学まで」「大学院まで」とする割合が高く、上位の学校への進学を望む傾向が高いことがうかがわれる。

**(24) Q23 子どもに進学してほしい学校:現実**

「大学まで」の割合が最も高く52.1%となっている。次いで、「わからない（23.4%）」、「高校まで（9.0%）」となっている。

『親と子の生活意識に関する調査』と比較すると、「高校まで」とする割合には差があるが、他は大きな差が無い。「わからない」とする割合が、『親と子の生活意識に関する調査』の5.0%に対し、今回調査では2割を越えて高くなっている。

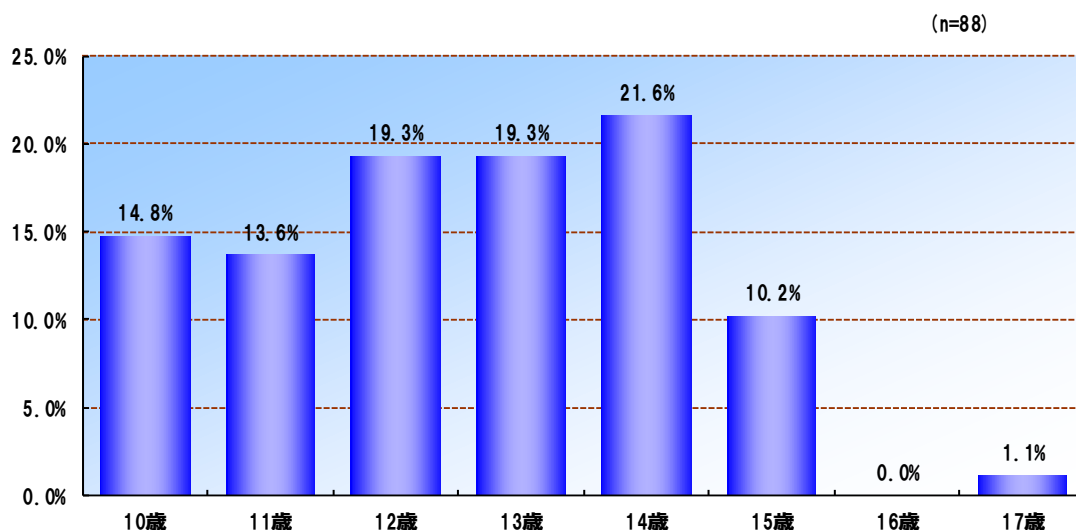


### 3. 子どもの意識調査結果の概要

#### (1) Q1(3) 年齢

「14歳」の割合が最も高く21.6%、次いで、「12歳（19.3%）」、「13歳（19.3%）」となっている。平均年齢は12.56歳となっている。

図5 Q1(3) 年齢

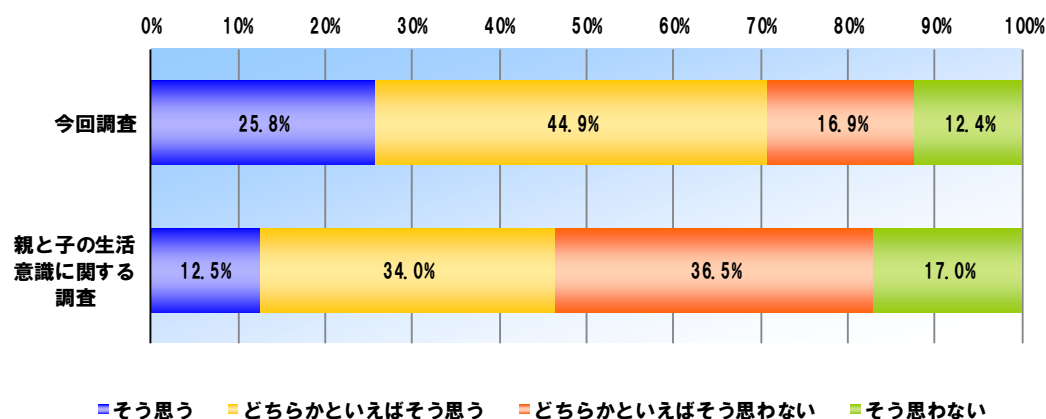


#### (2) Q13(1) 自分について:自分自身に満足している

「どちらかといえばそう思う」の割合が最も高く44.9%となっている。次いで、「そう思う（25.8%）」、「どちらかといえばそう思わない（16.9%）」となっている。

『親と子の生活意識に関する調査』と比較すると、「そう思う（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）」の割合が、今回調査では7割程度と、高くなっている。

図6 Q13(1) 自分について:自分自身に満足している  
【「親と子の生活意識に関する調査（子調査）」との比較】

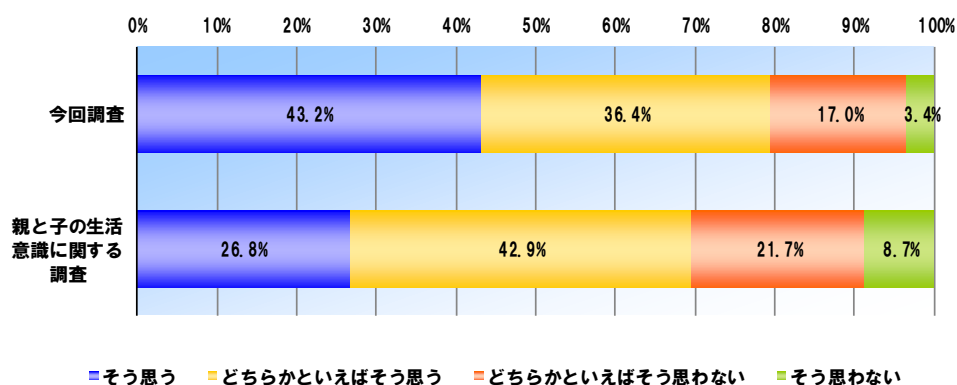


(3) Q13(2) 自分について:自分には長所があると感じている

「そう思う」の割合が最も高く 43.2%となっている。次いで、「どちらかといえばそう思う (36.4%)」、「どちらかといえばそう思わない (17.0%)」となっている。

『親と子の生活意識に関する調査』と比較すると、「そう思う (「そう思う」 + 「どちらかといえばそう思う」)」の割合が8割程度と、やや高くなっている。

図 7 Q13(2) 自分について:自分には長所があると感じている  
【「親と子の生活意識に関する調査 (子調査)」との比較】

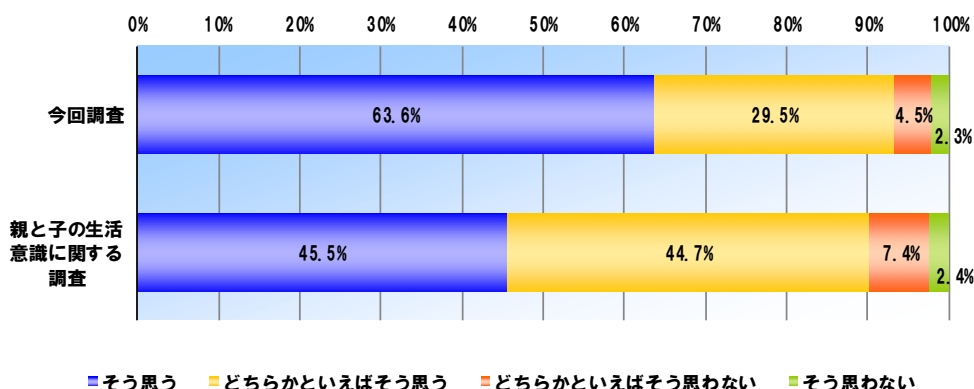


(4) Q13(4) 自分について:親から愛されていると思う

「そう思う」の割合が最も高く 63.6%となっている。次いで、「どちらかといえばそう思う (29.5%)」、「どちらかといえばそう思わない (4.5%)」となっている。

『親と子の生活意識に関する調査』と比較すると、「そう思う (「そう思う」 + 「どちらかといえばそう思う」)」の割合は若干高い。今回調査では「そう思う」の割合が高い。

図 8 Q13(4) 自分について:親から愛されていると思う  
【「親と子の生活意識に関する調査 (子調査)」との比較】



**(5) Q19 理想的な進路**

「大学まで」の割合が最も高く 55.2%となっている。次いで、「高校まで (14.9%)」、「わからない (13.8%)」となっている。

**(6) Q20 現実的な進路**

「大学まで」の割合が最も高く 46.0%となっている。次いで、「高校まで (20.7%)」、「わからない (20.7%)」となっている。

#### 4. まとめと考察

※( )内の頁は報告書に対応

アンケート調査の結果は、以下のようにまとめることができる。

##### 養子縁組の方法はほとんどが特別養子縁組であり、多くの家庭で真実告知をしている

子どもを家庭に迎えた年齢は0歳が38.4%と最も多く、3歳未満が77.4%を占めている(p.8)。子どもが以前に暮らしたところのある場所は、乳児院が94.5%、児童養護施設が18.2%であった(p.7)。回答者の養子縁組の方法は、特別養子縁組が98.2%、普通養子縁組が1.8%で、回答者のほとんどが特別養子縁組である(p.9)。真実告知をしている家庭は80.1%で、多く家庭で子どもが15歳までに真実告知を受けていた(p.9)。

##### 子どもの心身の障害等は、社会的養護と比較して少し低い为全国平均との比較では高い

子どもに「心身に障害等がある(医師の診断を受けている)」と回答した家庭は、14.3%であり、「心身に障害等がある」と回答している「里親委託児(20.6%)」や「児童養護施設児(28.5%)」と比較すると、障害を持つ子どもの割合はやや低い(p.10)。しかし、20歳未満の総人口における障害者の割合と比較すると、障害を持つ子どもの割合は高い<sup>1</sup>。回答総数に対する障害種別のうち最も多いのは「注意欠陥多動性障害(6.0%)」であり、ついで「広汎性発達障害(4.8%)」、「知的障害(3.6%)」であった(p.11)。「注意欠陥多動性障害」の割合は、里親委託児(3.3%)・養護施設児(4.6%)と比較してやや高い(p.12)。

---

1・内閣府「平成26年版障害者白書」をもとに、20歳未満の総人口における障害者(知的障害者・身体障害者・精神障害者含む)の割合を試算すると約2%程度となる。「複数の障害を併せ持つ者もいるため、単純な合計数にはならないものの、およそ国民の6%が何らかの障害を有している」とされる。

・文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」(平成24年)では、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合のうち、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」は推定値6.5%、また、知的発達に遅れはないものの学習面、各行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合のうち、「学習面で著しい困難を示す」は推定値4.5%、「『不注意』又は『多動性-衝動性』の問題を著しく示す」は推定値3.1%、「『対人関係やこだわり等』の問題を著しく示す」は1.1%である。

・厚生労働省「軽度発達障害児に対する気づきと支援のマニュアル」(平成19年)によると、平成16年度に行われた5歳児健診では、鳥取県内24町村の1,069名のうち1,015名(94.5%)において、注意欠陥多動性障害(疑いを含む)3.6%、広汎性発達障害(疑いを含む)1.9%、学習障害(疑いを含む)0.1%であり、軽度発達障害児の頻度は5.6%であった。さらに知的発達が境界域あるいは軽度精神遅滞が疑われる児(3.6%)が把握されており、以上をあわせると9.3%という出現頻度となる。

### 全国平均と比較して養子縁組家庭は経済状況が良好

養子縁組家庭は養育開始当初、父親が全員就業しているのに対して、全国調査では95.5%にとどまっている (p.22)。税込世帯所得でも、養子縁組家庭は年収600~800万円が多く、平均値は約727万円であり、全国調査の平均値の約571万円と比較しても高い (p.26)。また、養子縁組家庭の場合、お金が足りなくて必要となる食料が買えなかったケースもほとんどない (p.31)。親の最終学歴も、父親は「大学・大学院」の割合が最も高く53.3%、母親は「短大・高等専門学校」の割合が最も高く29.9%であり、親の学歴も相対的に高くなっている (p.24・25)。一方で、養育開始当初の母親については、養子縁組家庭は就業していない割合が70.1%と高く、養育開始時点では専業主婦世帯が多いと考えられる (p.21)。

### 全国平均と比較して養子縁組家庭は子どもへの関わりや教育支出が大きい (インプット)

養子縁組家庭は、全国調査と比較して子どもと夕食を共にしている回数も多く (p.30)、朝ご飯を食べる回数も多い (p.29)。子どもに本や新聞を読むことをすすめている世帯の割合 (p.33) や子どもが小さいころに絵本の読み聞かせをしていた割合 (p.35)、子どもが自然に触れる機会を作っている割合 (p.37) なども軒並み高くなっている。子どもの習い事・塾代の平均金額も全国調査は1.03万円であるのに対し、養子縁組家庭は2.08万円で、養子縁組家庭の方が高くなっている (p.45)。

### 全国平均や社会的養護と比較して養子縁組家庭は子どもの成績や自己肯定感が高い (アウトカム)

社会的養護の調査と比較すると、養子縁組家庭の方が全体的に学業状況 (p.43) や通学状況 (p.44) が良くなっている。また、子どもに対する調査結果をみても、養子縁組家庭の方が全国調査と比較して自分自身に満足している割合 (p.78) や親から愛されていると思っている割合 (p.81) が高くなっている。理想的な進路は、「大学まで」の割合が55.2%と最も高く、現実的な進路でも「大学まで」の割合が46.0%で最も高く、進学意向が強い (p.91)。

以上の比較分析結果を踏まえると、以下のように考察することができる。

第一に、今回の調査に協力いただいた民間団体の一つは児童相談所と協力して養子縁組の仲介を行っているため、回答者の9割を超える子どもが施設入所を経験しており、かつて要保護児童であった。その多くは乳幼児期に委託されており、ほとんどが特別養子縁組で養親家庭に迎えられている。真実告知については、15歳までに多くの家庭でしており、年齢が上がるにつれてしていない割合が減っている。子どもの心身の障害等については、全国平均との比較では高い割合であり、原因としては出生前の母体の影響や、実家庭または施設で養育されていた期間の影響などが推測される。

第二に、全国平均と比較しても養子縁組家庭の経済状況は良好である。両親の就業状態や所得が安定していることにより、生活面に不安を抱えているケースはほとんどない。これは民間の養子縁組団体が子どもとのマッチングを行う際に、経済的な事情を考慮しているためだと考えられる。

第三に、経済状況が良好で安定しているだけでなく、習い事や塾への支出額も大きくなっている。金銭的な要素だけでなく、子どもと食事を取る回数や、読書等の奨励、自然に触れる機会の創出など、精神面や生活面からみても養子縁組家庭は良好な養育をしていることが伺える。養子縁組を希望する夫婦の多くは長期間の不妊治療を経て子どもを待ち望んでいること、また子どもが一人だけであることも多いことから、子どもの養育に積極的な家庭が多いのではないかと推測される。

第四に、養子縁組家庭は社会的養護の子どもとの比較でも子どもの学業状況や通学状況が良好であり、さらに子どもの自己肯定感是全国平均より高い。これは、約8割の子どもが真実告知を受けており、障害の診断を受けている子どもの割合が全国平均より高いという点を考慮にいれると、注目に値する。子どもの自己肯定感や学業状況・通学状況といったアウトカムが高いのは、養親による高いインプットによるものと考えられる。

以上のことから、養子縁組家庭は、子どもにとって経済面・精神面・生活面において良好な養育環境を提供できており、その安定した生活が子どもの自己肯定感の高さや学業状況・通学状況の良さ、将来的に進学意向の高さにつながっていると考えられる。今回の調査を通じて、さまざまな事情によって、生みの親の元で暮らすことができなかつた子どもたちに、恒久的な、安定した家庭を提供するために養子縁組が重要な選択肢であることが伺えた。

今後の課題として、養育に困難を抱える養子縁組家庭の実態把握や支援ニーズ、青年期以降の養子とその養親の生活状況についても明らかにされることが求められる。

## 5. 今後に向けて

現在、日本では、生みの親の元で育つことができない子どもたちが約4万人以上いる。児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年）では、乳児院児・養護施設児・里親委託児の全体37,660名のうち、「両親ともいない」「両親とも不明」が19.9%（7,520名）、乳児院だけに絞っても乳児院児の3.3%（106名）に上る。「家族との交流なし」についても養護施設児の18.0%（5,396名）、乳児院児の19.4%（610名）、里親委託児の72.4%（3,284名）である。

一方で、子どもに恒久的な家庭を提供するための特別養子縁組の成立件数は、年間544件（2015年司法統計）となっている。諸外国をみると、養子縁組の年間の成立件数はイギリスが4,734件（人口5,608万人）、アメリカが119,514件（人口3億1,439万人）となっており、日本の人口比に対する養子縁組の成立件数は著しく低い割合であり<sup>2</sup>、恒久的な家庭を必要とする子どもに制度の活用が少ないことが伺える。

養子縁組についての行政の取り組みは、これまで自治体ごとに大きな差があり、そこで支援につながらないケースの多くは、民間団体等がその役割を担ってきた。子どもが生みの親の元で、健やかに育つことができることが望ましいことは言うまでもないが、それが困難な場合には、特定の大人との愛着を築き、安定した家庭で育つための選択肢を検討することは、必要不可欠なことであろう。2009年に国連総会で採択された「国連子どもの代替養育に関するガイドライン」では、家族による養育の元に子どもをとどめるか、家族に戻すための努力を支援しても失敗した場合には、養子縁組やイスラム法におけるカフアーラなど、恒久的な家庭を見い出す努力を支援するべきとしている。

日本においても、2016年6月に公布された改正児童福祉法において、養子縁組に関する相談支援が児童相談所の業務として位置づけられた。あわせて、民間の養子縁組の質を担保するための「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」も2016年12月に成立予定であり、子どもの福祉としての養子縁組を推進する法的な整備は整いつつある。

残された課題として、実家庭への復帰の見込みのない子どもを適切に養子縁組につなげるための法改正や、特別養子縁組の成立を6歳未満とする年齢制限の撤廃などが挙げられる。また、民間及び児童相談所で養子縁組にかかわる人材の育成や民間団体への適切な公的資金の投入も必要である。恒久的な家庭を必要としている子どもたちが、できるだけ早くあたたかい家庭のなかで育まれるよう、一層の取り組みの推進と支援の拡充が望まれる。

---

<sup>2</sup> 厚生労働省,第2回児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会「参考資料2」,「参考資料集『諸外国における養子縁組の状況』」,平成28年,51頁より引用。